

平成20年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 電気事業法施行規則，電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部改正について（公布平成20年4月7日，施行平成20年5月1日）
 - (1) 電気設備の技術基準を定める省令第1条(用語の定義)について，第三号が改正及び第十八号が追加された。
 - (2) 電気設備の技術基準の解釈は以下が改正された。
 - a. (燃料電池等の保護装置) 第45条 第2項の改正
 - b. (蓄電池の保護装置) 第242条の4 新規に条文が定められた。
(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

2. 「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」及び「溶接安全管理審査実施要領(火力設備)」の公表について(平成20年6月12日)

原子力安全・保安院は，「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」(平成20・05・19原院第2号，NISA-234a-08-1)及び「溶接安全管理審査実施要領(火力設備)」(平成20・05・19原院第5号，NISA-234a-08-2)が発表された。
(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

3. 電気事業法施行規則の改正及び「電気事業法施行規則第96条から第102条まで解釈運用にあたっての考え方(内規)」の制定について(平成20年10月1日)

電気事業法施行規則第96条の規定に基づく承認法人制度について，これを登録制とする等の省令改正を行うとともに，今回の省令改正に係る条文の考え方を明らかとするため，「電気事業法施行規則第96条から第102条までの解釈運用にあたっての考え方(内規)」が定められた。
(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

4. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について(平成20年10月1日)

電技解釈の内，以下の条項が，改正された。

 - (1) 第1条(用語の定義)
 - (2) 第3条(電線の性能)
 - (3) 第8条(キャプタイヤケーブル)

- (4) 第 1 3 条 (電路の絶縁)
- (5) 第 1 9 条 (接地工事の種類)
- (6) 第 2 4 条 (高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設)
- (7) 第 3 9 条 (過電流遮断器の施設の例外)
- (8) 第 4 2 条 (避雷器の接地)
- (9) 第 4 9 条 (ガス絶縁機器等の圧力容器の施設)
- (10) 第 5 9 条 (鉄柱又は鉄塔の構成等)
- (11) 第 6 0 条 (鉄筋コンクリート柱の構成等)
- (12) 第 1 2 4 条 (特別高圧架空電線と建造物との接近)
- (13) 第 1 4 5 条 (水上電線路の施設)
- (14) 第 1 4 7 条 (地上に施設する電線路)
- (15) 第 1 4 9 条 (電線路専用橋等に施設する電線路)
- (16) 第 1 5 1 条 (屋内に施設する電線路)
- (17) 第 1 5 2 条 (臨時電線路の施設)
- (18) 第 1 5 3 条 (電力保安通信用電話設備の施設)
- (19) 第 1 6 3 条 (裸電線の使用制限)
- (20) 第 1 6 7 条 (屋内に施設する低圧用の機械器具等の施設)
- (21) 第 1 7 7 条 (合成樹脂管工事)
- (22) 第 1 7 8 条 (金属管工事)
- (23) 第 1 8 5 条 (ライティングダクト工事)
- (24) 第 1 8 7 条 (ケーブル工事)
- (25) 第 1 8 8 条 (メタルラス張り等の木造造営物における施設)
- (26) 第 1 9 0 条 (屋内低圧用の電球線の施設)
- (27) 第 1 9 1 条 (屋内低圧用の移動電線の施設)
- (28) 第 1 9 2 条 (粉じんの多い場所における低圧の施設)
- (29) 第 1 9 3 条 (可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設)
- (30) 第 1 9 4 条 (危険物等の存在する場所における低圧の施設)
- (31) 第 1 9 5 条 (火薬庫における電気設備の施設)
- (32) 第 1 9 6 条 (興行場の低圧工事)
- (33) 第 1 9 9 条 (屋内に施設する低圧接触電線の工事)
- (34) 第 2 0 7 条 (屋内の放電灯工事 (その 2))
- (35) 第 2 1 1 条 (屋側配線又は屋外配線の施設)
- (36) 第 2 1 2 条 (屋側又は屋外に施設する電球線の施設)
- (37) 第 2 1 3 条 (屋側又は屋外に施設する移動電線の施設)
- (38) 第 2 1 6 条 (屋側又は屋外の粉じんの多い場所等における施設)
- (39) 第 2 2 2 条 (トンネル等の電球線又は移動電線等の施設)

- (40) 第229条 (パイプライン等の電熱装置の施設)
- (41) 第234条 (プール用水中照明灯等の施設)
- (42) 第237条 (小勢力回路の施設)
- (43) 第238条 (出退表示灯回路の施設)
- (44) 第238条の2 (特別低電圧照明回路の施設)
- (45) 第240条 (アーク溶接装置の施設)
- (46) 第272条 (IEC 60364規格の適用)
- (47) 別表第7 絶縁抵抗
- (48) 別表第9 低圧用のキャブタイヤケーブルの絶縁体の厚さ
- (49) 別表第10 外装, 銅管及びダクトの厚さ
(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

5. 電気工事士法施行規則の改正及びエアコン設置工事における保安確保の徹底について (公布平成20年年 12月 3日, 施工平成21年2月1日)

電気工事士法施行規則第2条において定める電気工事士が行う作業についての省令改正が行われた。また, 今般の省令改正に伴い, エアコン設置工事における保安確保の徹底のため, 「エアコン 設置工事に係る電気工事士法の解釈適用」が定められた。

(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

6. 電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方(内規)の制定について (平成20年12月26日)

電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成20年経済産業省令第62号)の公布に伴い, 事業用電気工作物に係る電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第50条の規定が改正されることから, 原子力安全・保安院は, 改正後の同条第2項の解釈を制定し, 一般電気事業者等及び各産業保安監督部に対して通知した。

(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)

7. 「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正について (平成21年3月16日)

「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正が行われた。また, それに合せて, 「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令の解釈」の全面改

正が行われた。

(経済産業省原子力安全・保安院ホームページより)